

職員団体の登録等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月15日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第16号

職員団体の登録等に関する規則等の一部を改正する規則
(職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第1条 職員団体の登録等に関する規則(昭和41年香川県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第3号様式及び第5号様式から第7号様式までの規定中「印」を削る。

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の定年等に関する規則(昭和60年香川県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「圖」を削る。

(行政手続法に基づく聴聞の手続に関する規則の一部改正)

第3条 行政手続法に基づく聴聞の手続に関する規則(平成6年香川県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞調書及び報告書の記載事項等)</p> <p>第11条 法第24条第1項の調書には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合にあつては、第4号、第7号及び第8号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第24条第3項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(聴聞調書及び報告書の記載事項等)</p> <p>第11条 法第24条第1項の調書には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合にあつては、第4号、第7号及び第8号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、主宰者が記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第24条第3項の報告書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、主宰者が記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第1号様式から第5号様式までの規定中「㊟」を削る。

(香川県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第4条 香川県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年香川県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査請求)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第2条 略</p>

2 審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 略

(2) 審査請求をしようとする者の氏名及び住所

(3) 審査請求をしようとする者が災害を受けた学校医等以外の者であるときは、その学校医等との続柄又は関係

(4)～(7)

3 略

2 審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、審査請求をしようとする者が記名押印しなければならない。

(1) 略

(2) 審査請求をしようとする者が災害を受けた学校医等以外の者であるときは、その氏名及び住所並びにその学校医等との続柄又は関係

(3)～(6)

3 略

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第5条 職員の退職管理に関する規則（平成28年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」を削る。

附 則

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。